

地区センター使用料の改定等について

◎地区センター使用料の改定及び減免対象団体の見直し

公共施設の利用について、公平性を保つため、適正な受益者負担になるよう見直しを図り、公共施設の適正な維持管理を進めるため、地区センター使用料を改定します。

それに伴い、減免対象であった団体の取扱いについても見直します。今まで免除となっていた団体も通常料金の50%相当額の使用料をご負担いただきます。

◎施行期日

使用料の改定：令和5年7月1日～

減免の見直し：令和6年4月1日～（予定）

◎使用料の減免対象

下記の団体が使用する場合は、地区センター条例等で定める料金表の減免団体に該当するため、下記の表のとおり、使用料を減額または免除します。

【地区センター運営協議会、登録団体】

No.	利用団体の区分	取扱い
1	地区センター運営協議会(構成団体)	免除
2	町内会	免除
3	クラブ、サークルの登録団体	1/2 減額

【公共的団体等】

No.	利用団体の区分	取扱い
1	国、県、市	免除
2	市内の小学校、中学校、高校、幼稚園、保育園、認定子ども園 (校長、園長の申請による場合のみ対象)	免除
3	社会福祉協議会	免除

【教育委員会が認定した社会教育団体】

No.	利用団体の区分	取扱い
1	スポーツ協会加盟団体(各専門部及びスポーツ少年団)	1/2 減額
2	文化協会加盟団体(各専門部)	1/2 減額
3	社会教育学級・家庭教育学級	1/2 減額
4	その他(教育委員会の関連団体)	1/2 減額